

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 富士川流域の減災に係る取組方針

平成28年8月29日 策定

(平成29年4月25日 改訂)

(平成30年4月24日 改訂)

(平成31年4月25日 改訂)

(令和2年9月1日 改訂)

富士川流域における減災対策協議会

北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、
甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、早川町、南部町、富士宮市、富士市、静
岡市、山梨県防災危機管理課、治水課、砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局、富
士土木事務所、静岡土木事務所、気象庁甲府地方气象台、静岡地方气象台、国土
交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、中部地方整備局
富士砂防事務所

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

富士川流域においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として取組を行うこととし、地域住民の安全安心を担う沿川の韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、南部町、富士宮市、富士市、静岡市、山梨県、静岡県、気象庁、国土交通省で構成される「富士川流域における減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 4 月 27 日に設立した。

その後、「水防災意識社会 再構築ビジョン」で扱う範囲を中小河川に拡大する方針が示され、富士川流域においても平成 29 年 4 月 25 日に北杜市、早川町が構成員として加わった。

本協議会では、富士川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、以下の水害リスクを抽出した。

- 天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- 天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- 急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- 大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある
- 甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- 中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- 下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

この水害リスクに対し、本協議会においては、『土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、平成 32 年度までに各構成員が連携して取組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、以下のような取組をとりまとめた。

- ハード対策として、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防・護岸整備などの実施、避難行動等に資する水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための河川防災ステーションの整備、防災行政無線の改良など
- ソフト対策として、円滑かつ迅速な避難行動等に資するためのチェックリストやタイムラインの作成及び訓練の実施、広域避難計画の策定と支援システムの更新、水防団（消防団）等との重要水防箇所の共同点検、要配慮者利用施設等と連携した避難計画の作成及び訓練の促進、排水ポンプ車等の運用・配置シミュレーション訓練、排水機能を確保するための霞堤の保全など

今般、平成30年12月13日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、緊急行動計画が改定され、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実が図られた。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第9条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
北杜市	市長
韮崎市	市長
甲斐市	市長
南アルプス市	市長
昭和町	町長
中央市	市長
市川三郷町	町長
富士川町	町長
甲州市	市長
山梨市	市長
笛吹市	市長
甲府市	市長
身延町	町長
早川町	町長
南部町	町長
富士宮市	市長
富士市	市長
静岡市	市長
山梨県	
防災局	次長
治水課	課長
砂防課	課長
静岡県	
交通基盤部河川砂防局	局長
富士土木事務所	事務所長
静岡土木事務所	事務所長
気象庁	
甲府地方气象台	台長
静岡地方气象台	台長
国土交通省 関東地方整備局	
甲府河川国道事務所	事務所長
富士川砂防事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局	
富士砂防事務所	事務所長

3. 富士川の概要と水害リスク

(1) 地形的特徴

富士川は、以下の地形的特徴を有している。

- ①富士川は、糸魚川・静岡構造線が縦断し土砂生産量が多く、出水時の土砂流出が多いことから、流れが集まる甲府盆地では土砂が堆積し、天井川となっている
- ②平均河床勾配が 1/240 と典型的な急流河川である
- ③甲府盆地は、お椀の底のような低平地形となっている
- ④中流部は、山間を蛇行して流下する
- ⑤下流部には、加島平野が広がっている

(2) 過去の被害状況と河川改修状況

過去の洪水被害としては、富士川では清水端地点における戦後最大流量 6,800m³/s(推定)を記録した昭和 57 年 8 月洪水で死者 7 名、家屋浸水 1,155 戸、笛吹川では昭和 34 年 8 月洪水で死者・行方不明 90 名、家屋浸水 14,495 戸の甚大な被害が発生している。

※出典:昭和 34 年洪水(高水速報)、昭和 57 年洪水(水害統計)

近年では、平成 3 年 9 月洪水に富士川中流部において内水氾濫による被害、平成 15 年、平成 23 年には堤防に達する河岸侵食が発生している。

これらの被害を受け、平成 18 年には「富士川水系河川整備計画」が策定され、浸水防止対策(築堤)、河岸侵食対策(護岸整備)、広域防災対策(防災ステーション)等が進められている。

(3) 富士川流域の社会経済等の状況

富士川流域の人口や資産は、甲府盆地周辺や加島平野に集中している。

また、交通網は首都圏と中部圏の産業を結ぶ動脈として整備が進められ、甲府盆地には JR 中央本線、中央自動車道、国道 20 号等が、加島平野には JR 東海道新幹線及び東海道本線、東名高速道路、国道 1 号等が整備されている。更に、防災拠点となる市役所をはじめ消防署も多数あり、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

(4) 水害リスク

富士川流域で想定される水害リスクは、以下のとおりである。

- ①天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- ②天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- ③急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- ④大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある

- ⑤甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- ⑥中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- ⑦下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

4. 現状の取組状況

富士川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。(別紙-1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング (a)	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する洪水予報を河川管理者と気象台が共同で発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている	
	○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、河川管理者から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている	
避難勧告等の発令基準 (b)	○水位周知河川について特別警戒水位到達情報を河川管理者が発表している	
	●河川管理者の発表・公表している情報が、自治体や住民といった受け手側にはわかりにくく、適切な行動に結びつかないことが懸念される	1)
	●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が望まれる	2)
	○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している	
	○河川管理者と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている	
	○確実に避難勧告等の判断を行うためのツールとして、チェックリスト、タイムラインの作成を行っている	
	●自治体によっては、避難勧告等の発令に関する具体的な数値基準、対象区域が決まっていないところがあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている	3)
	●漏水などの被災情報を早期に入手する必要がある	4)
	●自治体によっては、河川水位情報が公開されていない	5)
	●発令基準策定に向けては、専門家などの支援が必要である	6)
	●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が望まれる	7)
	●避難勧告等の情報伝達が自主防災組織・水防団等に十分になされていないことが懸念される	8)
	●洪水時には、土砂災害、内水氾濫等も発生すると想定されるため、発令基準や範囲が混在する	9)
	●住民に危機感が伝わるような情報となっていないことが懸念される	10)

避難場所・避難経路 (c)	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している	
	○河川管理者は、自治体が作成する洪水ハザードマップの作成支援を行っている	
	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される 避難を決断した際には内水等で既に周辺が危険になっていて円滑に避難できない場合や、避難中の被災が懸念される	11)
	●現行のハザードマップには安全確保行動(水平・垂直避難、広域避難等)に関する情報の記載がないため、住民が適切に避難できないことが懸念される	12)
住民等への情報伝達の体制や方法 (d)	●堤防が決壊した場合等に想定される浸水域、浸水深などの避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民には十分に認知されていない懸念がある	13)
	●想定最大規模洪水や土砂災害を考慮したハザードマップになっていない	14)
	○雨量、水位等の情報をホームページ、SNS、NHK・CATV のデータ放送、防災行政無線などにより伝達している	
	●ホームページ、SNS 等の情報は、高齢者等要配慮者など一部の住民には伝わらないことが懸念される	15)
避難誘導體制 (e)	●複数ルートによる情報伝達方法が確立されていない	16)
	●住民に危険性や切迫感を伝えられず、避難行動に結びついていないことが懸念される	17)
	●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している	18)
	○避難誘導は、市職員、警察、水防団(消防団)が実施している	
	●市職員、警察、水防団(消防団)にて誘導しているが、人員は不足している	19)
	●要配慮者等に対する避難誘導支援が望まれる	20)
	●避難誘導體制が不十分である	21)

平時からの住民等 への周知・教育・訓練 (f)	○ハザードマップ等の防災情報の配布、防災訓練、出前講座などを実施している ○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している	
	●ハザードマップ等の防災情報が認知されていない懸念がある 市町村の避難情報が発令され、ハザードマップ等の土地のリスク情報も周知されていても、一部では、その重要性や意味が十分に理解されず、切迫感が伝わっていない等の理由から、避難行動を決断できない住民が存在し、高齢者を中心に人命被害が発生する懸念がある	22)
	●自治体によっては、水害に対する避難訓練が実施されていない	23)
	●住民への防災気象情報の周知・教育は出前講座だけでは不十分なおそれがある	24)
	●出前講座を行う人員が不足し、十分な周知、教育が行われてない懸念がある	25)
	●自主防災会役員の任期が短期間のため、周知・教育・訓練が不十分であるおそれがある	26)

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
河川水位等に係る 情報提供 (g)	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に則して「水防警報」を発令している ○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している ○市町の水防本部より水防団(消防団)に防災無線や消防無線、防災メール等で連絡している	
	●インターネット、携帯電話、スマートフォンを利用しない高齢者等要配慮者に情報が伝わっていない懸念がある	27)
	●情報伝達機器が不足し、水防団(消防団)への連絡に時間を要している	28)
	●防災情報が住民に認知されていないおそれがある	29)
	●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している	30)
	●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、危険箇所の特定・共有が難しい	31)

河川の巡視 (h)	<p><事前の巡視></p> <p>○自治体、水防団(消防団)などと重要水防箇所の合同巡視を実施している</p>	
	<p>●重要水防箇所について、県、市町の職員、水防団(消防団)への周知が不十分であることが懸念される</p>	32)
	<p><出水時の巡視></p> <p>○出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している</p>	
	<p>●河川によっては、洪水時の「浸透」「侵食」に関する監視体制が不十分であることが懸念される</p> <p>●水防団(消防団)等や巡視の人員が不足している</p>	33) 34)
水防資機材の整備 状況 (j)	<p>○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、防災ステーションなどに用意している</p>	
	<p>●資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある</p>	35)
水防活動の担い手 不足 (k)	<p>○水防巡視等の水防活動を行う水防団(消防団)が避難誘導等の任務も担っている</p>	
	<p>●水防団(消防団)が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができないおそれがある</p>	36)
	<p>●水防活動を担う水防団(消防団)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される</p>	37)
	<p>●水防団(消防団)と自主防災組織の連携が十分図られていない</p>	38)
自治体庁舎、災害 拠点病院等の水害 時における対応 (m)	<p>○水防計画または防災計画の初動規定(マニュアル)に基づき対応を行っている</p> <p>○一部自治体では、浸水想定に対応した庁舎の建設を行っている。また、庁舎が浸水区域に含まれることから、各支所へ機能を移転する計画を持っている自治体もある</p>	
	<p>●庁舎1階部分に自家発電施設やサーバー室などがあり、大規模水害時には機能の低下・停止が懸念される</p>	39)
	<p>●水害時には機能移転を行うが、大規模氾濫により移動経路が浸水する場合には、機能の低下・停止が懸念される</p>	40)

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
排水施設、排水資 機材の操作・運用 (n)	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している	
	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動態勢を確保している	
	○自治体が管理する排水施設は、市職員もしくは水防団(消防団)等に委託して管理・操作を行っている	
	●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作・運転状況に関わる情報を共有する仕組みが無い。 一定規模の豪雨に対しては、下水道、ポンプ施設等の様々な施設によって地域の安全が確保されているが、その能力を超過した豪雨が発生する場合には、被害が発生することが十分に住民に理解されていない。また、あらかじめそのような状況になった場合の土地のリスク情報やリアルタイムの施設の操作情報なども住民に周知されておらず、住民の切迫感につながらない懸念がある	41)
●出水時は複数の災害現場に対応する必要があるため、樋門等の操作ができる人員が不足するおそれがある	42)	
●資機材の調達方法、ルートが確立が十分ではない	43)	
●大規模浸水では、排水施設、排水資機材の不足が懸念される	44)	

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
堤防等河川管理施設 の現状の整備状況 (p)	○流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備を行っている	
	○河川防災ステーションの整備を行っている	
	●堤防高が十分でない河川では、越水の高さが高く、逃げ遅れが懸念される	45)
●中小河川の監視機器が十分整備されていない	46)	

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用の強化

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙-2参照)

(1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 避難：円滑かつ迅速な避難のための取組

取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆逃げ遅れゼロに向けた実施機関の協働・支援等	a,b,c,e,f,g		
・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び支援	3),31)	引き続き実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町
・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインを活用した訓練・見直し及び支援	3),31)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町
・ <u>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)</u>	<u>3),7),8),9)</u>	<u>令和元年度から順次実施</u>	<u>国土交通省</u> <u>気象庁</u> <u>山梨県</u> <u>16市町</u>
・ <u>多機関連携型タイムラインの拡充</u>	<u>3),7),8),9)</u>	<u>令和元年度から順次実施</u>	<u>国土交通省</u> <u>気象庁</u> <u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16市町</u>
・洪水対応情報伝達演習	1),8)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町
・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	12),13),14)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県
・「避難判断基準等検討支援システム」の構築	11),31)	実施済み	国土交通省
・「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用	11),31)	順次実施	国土交通省

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
・家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施	12),22)	平成 28 年度 から順次実施	山梨県 静岡県 15 市町 国土交通省 気象庁 16 市町
・想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	11),12),13),14), 22)	平成 28 年度 から順次実施	16 市町
・ <u>ハザードマップの改良、周知、活用</u>	<u>11),14)</u>	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 山梨県 16 市町</u>
・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援	14)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県
・ <u>住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進</u>	<u>17)</u>	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 山梨県 静岡県 16 市町</u>
・地域減災ハザードマップ作成事業の実施	22)	順次実施	14 市町
・ <u>災害リスクの現地表示</u>	<u>11),17)</u>	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 山梨県 静岡県 14 市町</u>
・広域避難に関する調整、避難経路の検討及び支援	11)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 15 市町
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	20)	順次実施	16 市町
◆防災・気象情報等の配信方法の充実・精度向上等	a,b,d,g,p		
・「富士川水系情報提供システム」による河川情報の提供	1),4),5),6),9), 10),17),28),29), 31),46)	引き続き実施	国土交通省
・危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する富士川水系情報提供システム表示の整備	1),4),5),6),9), 10),17),28),29), 31),46)	実施済み	国土交通省
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改良	1),10),17),29)	平成 29 年度	気象庁
・ <u>危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理</u>	<u>17)</u>	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 気象庁</u>

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> ・PC,スマートフォン等で河川画像を配信、SNS を利用した防災・気象情報の配信 	1),5),10),16), 17),28),29)	順次実施	<u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16 市町</u> 国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16 市町
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ICT 等を活用した洪水情報の提供</u> 	<u>7),29)</u>	<u>令和元年度</u> <u>から順次実施</u>	<u>国土交通省</u> <u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16 市町</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予測システムの精度向上 ・<u>洪水予測や河川水位の状況に関する解説</u> 	2),7) <u>17)</u>	引き続き実施 <u>令和元年度</u> <u>から順次実施</u>	国土交通省 <u>国土交通省</u> <u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16 市町</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>洪水予測や水位情報の提供の強化</u> 	<u>29)</u>	<u>令和元年度</u> <u>から順次実施</u>	<u>国土交通省</u> <u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16 市町</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報文の改良 	1),10),17),29)	平成 28 年度	国土交通省 気象庁 山梨県
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災施設の機能に関する情報提供の充実</u> 	<u>17)</u>	<u>令和元年度</u> <u>から順次実施</u>	<u>国土交通省</u> <u>山梨県</u> <u>16 市町</u>
<ul style="list-style-type: none"> ◆セミナー・防災教育・訓練、計画策定等 ・緊急行動トップセミナーの開催 ・<u>地域防災力の向上のための人材育成</u> 	a,c,f,m,g 1) <u>17)</u>	引き続き実施 <u>令和元年度</u> <u>から順次実施</u>	国土交通省 15 市町 <u>国土交通省</u> <u>気象庁</u> <u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16 市町</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報に関する意見交換会 ・<u>隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等</u> 	1),22),23),24) <u>11),17)</u>	順次実施 <u>令和元年度</u> <u>から順次実施</u>	16 市町 <u>国土交通省</u> <u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>14 市町</u>

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
・小中学生等を対象とした水災害教育の実施 ・出前講座を活用した講習会の実施	13),22),24),25)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町
・ <u>防災教育の促進</u>	17)	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町</u>
・ <u>避難訓練への地域住民の参加促進</u>	17)	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 山梨県 16市町</u>
・ <u>共助の仕組みの強化</u>	17)	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 山梨県 静岡県 16市町</u>
・ <u>市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係 者への情報伝達の充実</u>	39),40)	順次実施	国土交通省 11市町
・業務継続計画の策定	39),40)	順次実施	国土交通省 山梨県 14市町
・総合土砂管理計画の策定	14),45)	平成32年度	国土交通省

② 水防：的確な水防活動のための取組

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆点検強化 ・重要水防箇所の見直し	c,f,g,h,k 31),32),33)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県
・防災計画に基づく水防資機材の配備	35)	順次実施	山梨県 13市町
・共同点検の実施	13),23)	順次実施	国土交通省 14市町
・水防連絡部会等による水防団等との合同巡 視の実施	32),33)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	37),38)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 16市町
・ <u>水防訓練の充実</u>	<u>37)</u>	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 山梨県 15市町</u>
◆体制確保	b,e,f,g,h,k		
・災害時巡視システムによる被災情報の共有	4),8),28),33),34)	順次実施	14市町
・水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	19),36)	順次実施	16市町
・ <u>水防関係者間での連携、協力に関する検討</u>	<u>28),32)</u>	<u>令和元年度 から順次実施</u>	<u>国土交通省 山梨県 16市町</u>
・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	21),26),34),36)	順次実施	気象庁 山梨県 静岡県 16市町

③ 排水：氾濫水の排水、浸水被害軽減等に関する取組

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆実践強化 ・排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。 内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練	k,n 41),42)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 12 市町
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善	44)	令和元年度 から順次実施	国土交通省 山梨県
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	46),45)	令和元年度 から順次実施	国土交通省 山梨県
・排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施	37),42)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 10 市町 14 市町
・水防団(消防団)によるポンプ操作訓練の実施	37),42)	順次実施	14 市町
◆機能保全 ・氾濫水を河道に戻す、排水機能を確保するための霞堤の機能保全	n 44)	引き続き実施	国土交通省
・排水設備の耐水性の強化	44)	令和元年度 から順次実施	国土交通省 山梨県

(2)ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

基盤：河川管理施設等の整備等に関する事項(基盤等ハード整備に関する事項)

取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆堤防及び諸施設の整備・機能確保等	c,j,m,n,p		
・流下能力対策としての築堤・護岸の整備	45)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県
・浸食洗堀対策としての築堤・護岸の整備	45)	引き続き実施	国土交通省
・本川と支川の合流部等の対策		令和元年度 から順次実施	国土交通省 山梨県 15市町
・多数の家屋や重要施設等の保全対策		令和元年度 から順次実施	国土交通省 山梨県 16市町
・当面堤防整備が出来ない区間の堤防天端の保護(危機管理型ハード対策)	45)	平成29年度	国土交通省
・当面堤防整備が出来ない区間の裏法尻の補強(危機管理型ハード対策)	45)	平成32年度	国土交通省
・避難場所として活用できる堤防整備(宇坪地区、富士川地区)	11),45)	平成29年度	国土交通省
・応急的な退避場所の確保	11)	令和元年度 から順次実施	国土交通省 山梨県 16市町
・水防活動に必要な緊急用資機材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための防災ステーションの整備(木島地区)	35),43)	平成32年度	国土交通省
・排水機場の改修(機能保全)	44)	順次実施	国土交通省 4市町
・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策(耐水化、非常用発電等の整備)の充実	39),40)	順次実施	12市町
◆情報伝達等に係る機器等の整備	a,b,c,d,g,p		
・危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する簡易水位計/危機管理型水位計の設置	1),4),5),6),9), 10),17),28),29), 31),46)	順次実施	国土交通省 4市町
・避難場所の災害種別の表示の整備	11)	順次実施	16市町
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の整備	15),16),18),27), 30)	順次実施	16市町
・河川管理の高度化の検討	45)	令和元年度	国土交通省
・早期復興を支援する事前の準備	39),46)	から順次実施	山梨県

体制:関係機関の連携体制

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<p>◆連携強化に向けた体制の構築</p> <p>・<u>大規模氾濫減災協議会等の設置</u></p> <p>・<u>水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援</u></p> <p>・<u>適切な土地利用の促進</u></p>	<p>c</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>14)</p>	<p><u>令和元年度 から順次実施</u></p> <p><u>令和元年度 から順次実施</u></p> <p><u>令和元年度 から順次実施</u></p>	<p><u>国土交通省</u> <u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16市町</u></p> <p><u>国土交通省</u></p> <p><u>山梨県</u> <u>静岡県</u> <u>16市町</u></p>

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

富士川流域の減災に係る取組方針

■ 5年間で達成すべき目標

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す

■ 上記目標達成に向けた取組

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用の強化

(緊急行動計画) 各協議会構成員への依頼・周知事項

■防災教育の促進【依頼】

文科省から各都道府県教育委員会等に対して、これまでの防災教育を点検するとともに、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働体制について見直す旨の通知がされています。(R1. 12. 5)

本通知を踏まえつつ、各学校や学校設置者に対して、水防法等に基づく取組（気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育、避難確保計画の作成等）を推進いただくよう、各構成員からの支援・助言をお願いします。

また、防災教育の取組に役立つ情報として、下記コンテンツの周知（活用）をお願いします。

- ・ 水災害からの避難訓練ガイドブック
http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000091.html
- ・ 防災教育ポータル
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

<参考資料>

- ①自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について

■浸水被害軽減地区の指定【周知】

令和2年度国土交通省税制改正において、「浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置」が創設されました。

特例措置は、洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定を受けた場合に、当該土地の所有者に対し、固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間（R2. 4. 1～R5. 3. 31）、課税標準を軽減する内容です。

水防管理者が浸水被害軽減地区指定を検討する際には、河川管理者において指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や浸水シミュレーションの時系列変化等について助言しますので、ご相談ください。

<参考資料>

- ②浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設

■ハザードマップの作成、周知【依頼】

第4次社会資本整備重点計画のKPIでは、最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村の割合を令和2年度までに100%とすることを目標としています。

<https://www.mlit.go.jp/common/001104250.pdf>

想定最大に対応したハザードマップ未策定市町村に対しては、ハザードマップ作成支援ツールを活用するなどして、早期のハザードマップの作成をお願いします。

なお、作成にあたっては、「ハザードマップ作成の手引き」や「ハザードマップ作成支援ツール」等をご活用ください。

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

<参考資料>

- ③洪水ハザードマップ公表状況図(R2.1)
- ④洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について

■共助の仕組みの強化【依頼】

厚労省から各都道府県福祉部局に対して、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について通知がされています。(H31.3.7)

下記について、引き続き、取組をお願いします。

- ・市町村の高齢者福祉部局に対して、今年度実施する減災対策協議会に関する資料等情報を共有
- ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置
- ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有

<参考資料>

- ⑤水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について

■要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援【依頼】

水防法第 15 条の 3 に基づき洪水時の避難確保計画作成が義務付けられている施設の管理者等に対して、緊急行動計画で定められている令和 3 年度までに避難確保計画作成し避難訓練を実施できるよう、施設管理者等への支援をお願いします。

なお、施設管理者向けの講習会開催にあたっては、講習会開催マニュアル等をご活用ください。

- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/21_koshukai_manual.pdf

<参考資料>

- ⑥要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

緊急行動計画の改定を踏まえて 重点的に実施する取組について

緊急行動計画の改定に伴い、追加で取り組むべき取組項目の中で、流域特性や、取組状況等を鑑み、富士川流域として重点的に実施したい取組について整理しました。

- ① 多機関連携型タイムラインの作成
- ② 住民一人一人の避難計画の作成
- ③ 災害リスクの現地表示
- ④ 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの活用
- ⑤ 住民の避難行動につながる防災教育
- ⑥ 広域避難計画の策定
- ⑦ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成〔継続〕

①多機関連携型タイムラインの作成（1/4）

1) 取組の背景・目的

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。ハード対策だけでは災害は必ず発生するとの考えに立ち、タイムラインを作成し、そのタイムラインを多くの関係機関で事前に共有することで、防災行動を迅速に実施し、被害の最小化を図る。また、2019年1月緊急行動計画の改定により、主要な都市部を含むエリアにおいて、多機関連携型タイムラインを順次展開していくことが示されている。

2) 富士川での現状と取組の必要性

富士川流域では、過年度において河川管理者と自治体の防災行動を時系列に整理した行動フロー（タイムライン）を作成しており、これを活用してホットライン、避難勧告等の検討を行うこととしている。

一方、富士川流域において洪水・氾濫が発生した際には、住居や事業所の建物だけでなく、電気、水道、通信、交通等にも影響を及ぼす。その前提にたてば、河川管理者と自治体だけの対応を整理しているだけでは不十分である。そのため、国、県、自治体、ライフライン事業者、交通機関、報道機関等により事前に想定、共有したタイムラインを作成し、活用することで迅速な防災行動を行い、被害の最小化を図る必要がある。

3) 緊急行動計画の改定に伴い追加された関連項目

- 3 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認
- 4 多機関連携型タイムラインの拡充
- 21 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理
- 25 洪水予測や河川水位の状況に関する解説
- 59 本川と支川の合流部等の対策
- 60 多数の家屋や重要施設等の保全対策
- 64 応急的な退避場所の確保
- 72 大規模氾濫減災協議会等の設置(メディア連携)

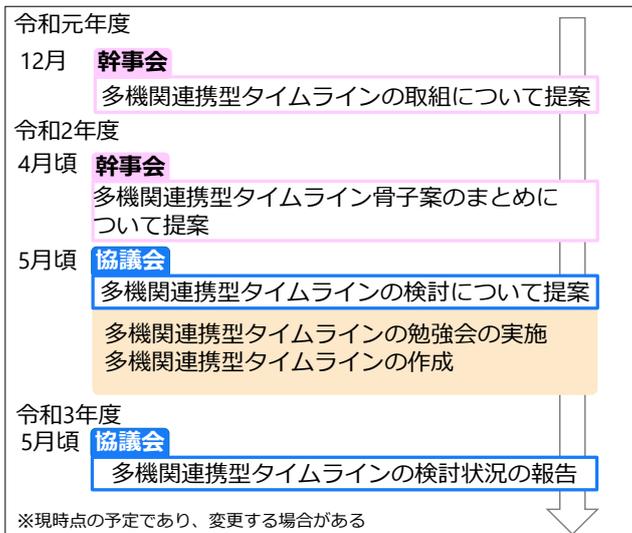
緊急行動計画の改定に伴い追加された関連項目 を実施することによるメリット

- 避難対象区域の絞り込みによる的確な避難勧告の実施
- 連携した情報共有と行動の見える化
- 災害の種類が異なる場合でも危険性を理解できる
- 河川の防災情報が住民の適切な避難行動に結びつく
- 氾濫による死亡リスクの解消等を図る
- 人命被害リスクの高い危険箇所の水位低下を図る
- 危険な区域の中でも人命被害を軽減する
- メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実

①多機関連携型タイムラインの作成（4/4）

5) 取組事項（手順）と役割分担（案）

富士川流域における
多機関連携型タイムラインの作成スケジュール



6) 検討及び成果のイメージ



テーマ別ワーキンググループ（第2回）
ワークショップ形式による検討
（荒川下流河川事務所）

国土交通省・気象庁・県	関係機関
STEP1・STEP2・STEP3 タイムラインの活用	STEP3・STEP4・STEP5 STEP6・ふりかえり

4

②住民一人一人の避難計画の作成（1/2） マイ・タイムライン

1) 取組の背景・目的

マイ・タイムラインとは、台風や大雨の水害等に対し、各自一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」「誰が」「何を」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画である。平成30年7月豪雨を踏まえて内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が2019年3月に改正され、住民自らの判断で避難行動をとる方針が示された。一人ひとりの行動が異なるため、それぞれがマイ・タイムラインを作成することで、行動のチェックリストや、判断のサポートツールとして活用され、「逃げ遅れゼロ」が期待できる。

2) 富士川での現状と取組の必要性

気象情報や富士川の洪水予報をもとに自治体から避難勧告等が発令されるが、住民一人ひとりに合わせた避難勧告、避難指示を発表することは難しい。富士川の出水特性・氾濫特性に加えて、住民一人一人の避難特性を踏まえ、いつ、なぜ、どうやって避難行動をとる必要があるのかを把握して、命を守る行動をとる必要がある。

3) 緊急行動計画の改定に伴い

追加された関連項目

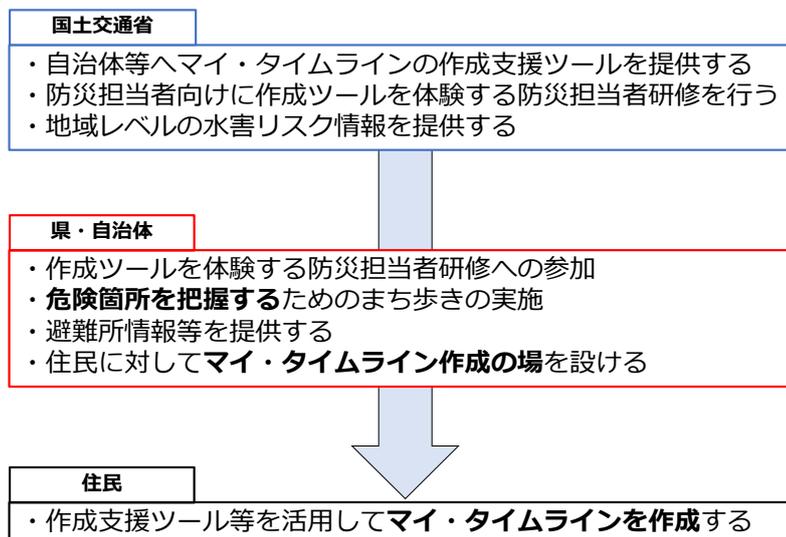
13 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進

メリット → 居住場所のリスクに応じ、的確なタイミングで適切な避難が決断できる

30 地域防災力の向上のための人材育成

メリット → 地域の実態を捉まえて、適切に助言が公助、共助、自助につながる

4) 取組事項（手順）と役割分担（案）



5

②住民一人一人の避難計画の作成 (2/2)

マイタイムライン

5) 検討及び成果のイメージ

マイ・タイムラインの作成例 (下館河川事務所)

マイ・タイムライン作成ツールの事例 (下館河川事務所)

ダウンロードページは以下の通り

- マイ・タイムラインの手引き <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00625.html>
- 逃げキッド <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00626.html>



マイ・タイムライン検討の手引き/逃げキッド (下館河川事務所)



グループ討議の様子



会場の様子

マイ・タイムライン検討会 (下館河川事務所)

③災害リスクの現地表示

まるごとまちごとハザードマップの作成

1) 取組の背景・目的

平成27年9月関東・東北豪雨災害において、ハザードマップが十分に認知されておらず多くの逃げ遅れによる孤立者が発生した。「まるごとまちごとハザードマップ」を作成し、生活空間である“まちなか”に水防災にかかる各種情報を表示することで、洪水ハザードマップの更なる普及浸透、住民等の水害に対する危機意識の醸成、避難所等の認知度の向上を図ることを目的とする。

また、緊急行動計画の改定により、まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有し、今後は設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進していくことが示された。

2) 富士川での現状と取組の必要性

富士川流域では昭和34年8月台風7号・15号により甚大な被害を受けてから60年が経過した。一方で、想定最大規模の洪水が発生すれば、広範囲に及ぶ浸水に加えて浸水の長期化が想定されている。

洪水ハザードマップの作成は一定程度進んでいるが、富士川流域には富士山などへの観光客も多く、各戸に配布されているハザードマップを確認できない人が多い。生活空間や観光空間と一体となって災害リスクを現地表示していくことが求められる。

4) 取組事項(手順)と役割分担(案)

国土交通省

- ・モデル地区における検討の場で、取組事例を提供

県・自治体

- ・まるごとまちごとハザードマップの作成検討 (浸水リスクの理解、選定場所の検討、表記内容の検討等)
- ・まるごとまちごとハザードマップの設置
- ・住民によるまちごとハザードマップ設置箇所の確認

3) 計画改定に伴い追加された関連項目

- 11 ハザードマップの改良、周知、活用
メリット → 地域の水害特性や地域特性を分析・把握できる
- 15 災害リスクの現地表示
メリット → 平常時・緊急時問わずに情報を現地で確認できる
- 30 地域防災力の向上のための人材育成
メリット → 地域の実態を捉まえて、適切に助言が公助、共助、自助につながる
- 36 共助の仕組みの強化
メリット → 高齢者・避難行動要支援者等を含む住民の避難が確実にできる

5) 検討及び成果のイメージ



まるごとまちごとハザードマップを確認しながら



現地確認用ツール (国土交通省)

④危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの活用

1) 取組の背景・目的

近年の豪雨災害では、洪水の危険性が十分に伝わらず、的確な減災行動につながっていないことが課題であった。洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計である危機管理型水位計を設置することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の設置を促進し、水位観測網の充実を図っている。また、機能を限定した低コストな簡易カメラ（簡易型河川監視カメラ）を設置し、多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進する。

2) 富士川での現状と取組の必要性

危機管理型水位計が設置され、今後新たに簡易型河川監視カメラを設置予定である。これらの整備により、危険箇所等の水位状況がより詳細に把握でき、縦断的に河川の水位状況が分かるようになり、迅速な防災行動や避難行動の促進が図れる。

3) 計画改定に伴い追加された関連項目

23 ICT等を活用した洪水情報の提供
メリット → 河川の防災情報が住民の適切な避難行動に結びつく

26 洪水予測や水位情報の提供の強化
メリット → 洪水の危険性、切迫性をわかりやすく伝える

4) 取組事項（手順）と役割分担（案）

国土交通省

- ・富士川水系情報提供システムの機能拡充
 - 危機管理型水位計の反映
 - 簡易型河川監視カメラの反映（予定）
- ・水害リスクラインの提供・周知（関東では荒川水系のみ公開、富士川水系については準備中）

県・自治体

- ・富士川情報提供システムを活用した防災対応の確認や住民等への防災情報の提供

⑤住民の避難行動につながる防災教育（1/2）

1) 取組の背景・目的

自然災害に関する「心構え」と「知識」を防災教育により身につけ、子どもから家庭、さらに地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できるため、教育委員会等と連携・協力し、学校における防災教育がさらに充実するよう取組を強化することを目的とする。

2) 富士川での現状と取組の必要性

富士川流域では小学生等を対象とした水災害教育、出前講座を実施している。大人に比べて、水害に関する経験が少ない子どもにも、災害の危険性や避難の必要性を理解してもらい、自ら命を守る行動をとることができるよう指導する必要がある。

3) 計画改定に伴い追加された関連項目

34 防災教育の促進
メリット → 住民一人一人が災害時に適切に避難できる能力を養う

35 避難訓練への地域住民の参加促進
メリット → 高齢者・避難行動要支援者等を含む住民の避難が確実にできる

4) 取組事項（手順）と役割分担（案）

国土交通省

- ・自治体と連携した小中学校の総合学習授業や市民の生涯学習の場で、出前講座の実施
- ・小中学校を対象とした防災学習材料の提供
- ・住民参加型の避難訓練等や、マイ・タイムラインの作成促進、まるとまちごとハザードマップの作成等について、実施状況や工夫点、今後の取組項目案を協議会等で共有

県・自治体

- ・地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して避難確保計画の作成、避難確保計画に基づいた避難訓練の促進
- ・住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練を実施
- ・防災学習ツールや防災教育の事例を学校へ提供

⑤ 住民の避難行動につながる防災教育 (2/2)

6) 防災学習材料のイメージ

防災教育ポータル

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

国土交通省

防災教育ポータル

学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・コンテンツとして、国土交通省の最新の取組内容や、授業で利用できる教材例・防災教育の事例など、8機関75サイトを紹介しています。

掲載カテゴリ

- トピックス** 最新の取組
- 教材** すぐに使える教材パッケージ
- 素材** 伝わりやすい写真やイラスト等
- 手引き** これから防災教育を始める際の進め方
- 事例** 学年別・分野別の防災教育の事例
- リンク**

災害時の危険な状況や気をつけるべきポイントをまとめた「カードゲーム」や「動画」もこのポータルに！！

▲ 防災カードゲーム 「このつぎなにがおきるかな？」

▲ 子ども向け動画 「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」

防災教育ポータル 検索

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 【お問い合わせ先】03-5253-8111(代表電話) S2-20

掲載されている情報・コンテンツの例

- トピックス**
 - 防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を紹介しています。
 - 子ども向け動画 「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」
 - 防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」
- 教材**
 - ダウンロードしてすぐに使えるスライドや解説書・副読本・動画などの教材を紹介しています。
 - 【その他掲載サイト】
 - 親子で学ぶ水災害(国土交通省)
 - 「防災まちづくり」を考える(内閣官房) など
- 素材**
 - 指導計画・プリントなど、授業で使用する教材を作成する際に使用できる、防災に関する写真・イラスト等の素材を紹介しています。
 - 【その他掲載サイト】
 - 自然災害の脅威(国土交通省)
 - 震災伝承館(国土交通省) など
- 手引き**
 - 防災教育を始める際に参考となる手引き・ガイドブックや指導計画の作成例などを紹介しています。
 - 【その他掲載サイト】
 - 地域における防災教育の実践に関する手引き(内閣府)
 - 学校安全く刊行物>(文部科学省) など
- 事例**
 - どのような授業にするか、具体的な内容について参考になる、他校での授業事例等を紹介しています。
 - 【その他掲載サイト】
 - 水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省)
 - チャレンジ！防災48(総務省) など

防災教育ポータル (国土交通省)

⑥ 広域避難計画の策定

1) 取組背景・必要性

平成30年7月豪雨において甚大な被害を受けた岡山県倉敷市真備町地区では、住民が避難所に殺到して避難所の定員を大きく上回るなどの混乱が生じた。大規模災害時には、被害状況により避難所が不足し、住民が市区町村外もしくは都道府県外への避難を要する可能性がある。長期間浸水する恐れのある地域等、**当該自治体を超えて避難する必要がある自治体において、広域避難となることを想定した事前の協定等の取り決めを促進することを目的とする。**

2) 富士川での現状

富士川流域では、平成30年にモデル地区として**中央市と昭和町**を対象に広域避難の検討を実施し、**手順書の作成、取り組み課題の整理し、減災対策協議会 幹事会で報告した。**

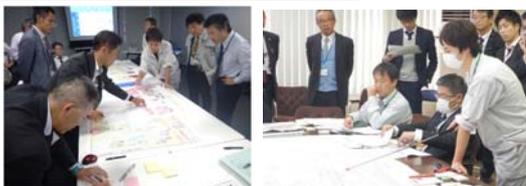
引き続き、指定避難所の確保や広域避難先の調整を行い、計画策定を推進する必要がある。

3) 計画改定に伴い追加された関連項目

32 隣接市町村における避難場所の設定 (広域避難体制の構築) 等

➡ **メリット** 収容可能人数以上の住民が避難所に殺到することを防ぐ

5) 検討及び成果のイメージ



広域避難の必要性と今後の課題を検討 (国土交通省、山梨県、中央市、昭和町)

4) 取組事項 (手順) と役割分担 (案)

国土交通省

県

自治体

- STEP1 水害リスクの把握**
 - ・ 昨年の広域避難勉強会に関する情報提供
 - ・ 浸水深、浸水範囲等の河川の水害リスク情報を提供
 - ・ 浸水深、浸水継続時間等の水害リスクの把握
- STEP2 域内避難・域外避難のバランスの把握**
 - ・ 域内避難・域外避難のバランスを確認
 - ・ 広域避難の対象となる自治体、広域避難受け入れ可能な自治体の把握
- STEP3 新たな避難施設、避難先 (方向性) の検討**
 - ・ 指定避難所の確保・避難先 (方向性) の検討
 - ・ 避難先 (方向性) の調整
- STEP4 広域避難計画に関する課題抽出**
 - ・ 広域避難に関する課題抽出
- STEP5 広域避難の方向性の評価**
 - ・ 広域避難の方向性の確認
 - ・ 広域避難の方向性の評価
- STEP6 広域避難計画に関する検討課題の具体化**
 - ・ 広域避難計画に関する検討課題の具体化
 - 避難情報に関する意見交換会の実施
 - 隣接市町等への広域避難体制の構築

継続的に実施する取組

⑦ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

1) 取組の背景・目的

要配慮者は一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生する恐れがある。避難確保計画を作成することにより、要配慮者の確実な避難を図ることを目的とする。なお、社会福祉施設、学校、医療施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する**要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成と訓練の実施が水防法第15条の3にて義務付けられている。**

2) 富士川での現状と取組の必要性

富士川流域では各自治体で要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進に取り組んでいる。

一方で、対象となる施設が多く計画策定率は十分ではなく、取組の強化・促進が必要である。

3) 参加機関が取り組むメリット

- 要配慮者の確実な避難を図る

5) 検討及び成果のイメージ



避難確保計画作成講習会の開催状況（荒川上流河川事務所）



ワールドカフェの開催状況（川越市）



ワールドカフェ 意見集約の様子
（三重河川国道事務所）

4) 取組事項（手順）と役割分担（案）

国土交通省

- ・ 避難確保計画作成を支援する**ひな形や、手引きを提供する**
- ・ 作成が進んでない要配慮者利用施設に対して、想定される**災害リスクを提示する**
- ・ 避難確保計画が作成されていない要配慮者利用施設に対して、**取組事例の提供**を行う

県・自治体

- ・ 避難確保計画作成講習会やワールドカフェ等の開催を対象の要配慮者利用施設へ周知する
- ・ 避難確保計画作成講習会やワールドカフェへの参加し、**取組事例を収集する**
- ・ 対象の要配慮者利用施設へ**取組事例の提供**を行う

写

元教参学第 31 号
令和元年 12 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 校の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校主幹課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好 圭



(印影印刷)

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について (依頼)

自然災害対応における児童生徒等の安全確保については、格段の御尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

我が国においては、気象災害、地震災害、火山災害など様々な自然災害が発生しており、今後も、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念されております。児童生徒等の命を守り抜くためには、これまで以上の学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が必要です。

また、報道等で御承知のとおり、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、10月10日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定したところです。

こうしたことを踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、下記の事項を十分留意の上、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働の体制等について見直しをお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学

校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校保健安全法に基づく取組について

(1) 学校における取組

①学校安全計画の策定・見直し

学校安全計画は学校保健安全法（以下「法」という。）第 27 条により、各学校が策定することが義務付けられております。各学校においては、必ず策定するとともに、年間を通じた取組で得られた成果・課題を踏まえて定期的に見直しを行ってください。

学校安全計画の策定例については、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』に記載しておりますので、各学校は、これを参考に、策定及び見直しをお願いします。

各学校においては、学校安全計画を基に、安全教育、安全管理等を組織的に実施していただきますようお願いいたします。

(参考) 学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

②実践的な防災教育の実施

防災を含む安全に関する教育については、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。その際、学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育を推進することが求められます。

また、学校は日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から防災教育を推進することが必要です。

さらに、防災教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習など、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要です。加えて、保護

者参観日に防災の学習を行ったり、地域の避難訓練に児童生徒等が積極的に関わったりするなど、学校と家庭や地域が連携した防災教育を実施することも重要です。

各学校においては、学校安全計画の見直しにおいて、こうした防災教育についても取り入れるよう検討をお願いします。

(参考)

- ・小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）解説 総則編
- ・中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）解説 総則編
- ・学校安全ポータルサイト

③危機管理マニュアルの作成・見直し

学校は、法第 29 条により、危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成することが義務付けられています。各学校においては、必ず作成するとともに、防災避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適時見直しを行ってください。作成及び見直しにおいては、下記に示す資料を参考に、特に次のポイント等に留意してください。

- ・学校における危険発生時の役割分担が明確になっているか。
- ・学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件から危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか。
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路の設定をしているか。
- ・事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、各段階において取るべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応できるものとなっているか。
- ・安全教育・安全管理のいずれか一方のみでは児童生徒等の安全確保の実現は難しいことから、安全教育と安全管理の一体的な活動が展開できる内容になっているか。

(参考)

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引

④学校環境の安全の確保

法第 28 条により、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。各学校においては、該当する事項があると認められた場合には、必要な措置の実施又は設置者への申出をお願いします。

(2) 学校設置者における取組

学校の設置者は、法第 26 条により、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び児童生徒等に危険等が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしてされています。

各設置者においては、設置する学校の学校安全計画、危機管理マニュアルの内容を定期的に点検し、必要に応じて指導・助言をしていただくようお願いいたします。

また、法第 28 条により、校長は、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合で、その改善を図るために必要な措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。設置する学校の校長から申出があった場合は、その内容を確認し、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

さらに、都道府県・市町村教育委員会は、教職員の職務内容に応じた研修を実施し、特に校長、教頭などの管理職における、平常時及び緊急時のそれぞれに求められる資質・能力の向上を図るようお願いいたします。

2. 水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組について

(1) 学校における取組

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害（洪水・高潮）の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が懸念されます。このことから、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるようお願いいたします。

また、要配慮者利用施設（水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「要配慮者利用施設」をいう。）又は避難促進施設（津波防災地域づくりに関する法律に規定する「避難促進施設」をいう。）に該当する学校は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、当該学校については、危機管理マニュアルに上記に関する必要関係事項を記載するようお願いいたします。

要配慮者利用施設または避難促進施設として地域防災計画に定められていない学校においても、中小河川等に隣接する場合や津波による浸水が想定される場合においては、その想定等を超える災害が発生することに備えた検討を行い、児童生徒等の命を守るための適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ

(2) 学校設置者における取組

地震・津波・気象災害が生ずれば地域全体に被害をもたらすことから、学校のみで対応を図ることは困難であり、学校防災については、災害や防災に関する最新の知見に基づく対応を進める必要があり、こうした災害への対策については、学校設置者が事前・発生時・事後の各段階で積極的に学校を支援するようお願いいたします。

その際、防災部局とも連携し、防災の取組、災害発生時の学校の安全の取組を進めていただきますようお願いいたします。

各設置者におかれては、設置する学校が所在する地域のハザードマップの確認や、設置する学校が浸水想定区域（水防法第15条第1項第4号に規定する「浸水想定区域」をいう。）、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」をいう。）、津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条に規定する「津波災害警戒区域」をいう。）に所在しているかどうかを確認してください。これらの区域に所在している学校がある場合には、当該学校に対し、避難確保計画（水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2、津波防災地域づくり法第71条に規定する「避難確保計画」をいう。）を作成することを指導・助言してください。

3. 家庭、地域、関係機関との連携・協働について

自然災害は、児童生徒等が学校にいる時間帯のみならず、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があることから、家庭、地域、関係機関等が連携・協働できるような体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが重要です。例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している場合、地域と連携・協働した防災の取組についても協議し、地域学校協働本部と協働して防災教育を行うことや地域の防災訓練と合同で避難訓練を行う等の取組を行うことが考えられます。また、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考に、学校、地域、関係機関が一体となった組織的な学校安全の取組を行うことも有効です。

また、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画及び危機管理マニュアルに基づき協力体制を整備することが重要です。地域の実情に応じ、適宜、家庭、地域住民とも連携した防災の取組を進めていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びのみらい」ウェブサイト）
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）

(参考) 関係条文

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(参考) 学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況 (平成 27 年度)

	学校安全計画を策定している学校の割合	危機管理マニュアルを作成している学校の割合
公立学校	99.9%	99.9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98.5%	100%
計	96.5%	97.2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園が含まれる。

(出所) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成 27 年度実績)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

(参考) 参考資料リンク集

- ・学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm
学校安全計画作成例は付録 (126 ページ～) に記載されています。
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 63 号) 解説 総則編
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf
防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (224 ページ～) に記載されています。
- ・中学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 64 号) 解説 総則編
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf
防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (240 ページ～) に記載されています。
- ・学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
各都道府県のような防災教育の実践が掲載されております。
- ・学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/saigai02.pdf>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/aratanakikijisyoudall.pdf>
- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について (通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067.htm
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト）
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）
<http://nmssc.osaka-kyoiku.ac.jp/sps>

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線 2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp

浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

洪水浸水想定区域内において、浸水の拡大の抑制を図るために、浸水被害軽減地区に指定した土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全是、浸水被害軽減に有効。
- 平成29年の法改正以降、指定促進の取組を行っているが、浸水被害軽減地区に指定しようとする範囲の全ての地権者からの同意が必要であることから指定が進んでいない。
(令和元年8月末時点で指定は1箇所のみ)
- 与益者(地権者)と受益者(浸水想定区域内の住民)が異なるため、浸水被害軽減地区への指定と引き替えに与益者に対してインセンティブを与える必要。

【福東輪中 平成30年3月指定】



要望の結果

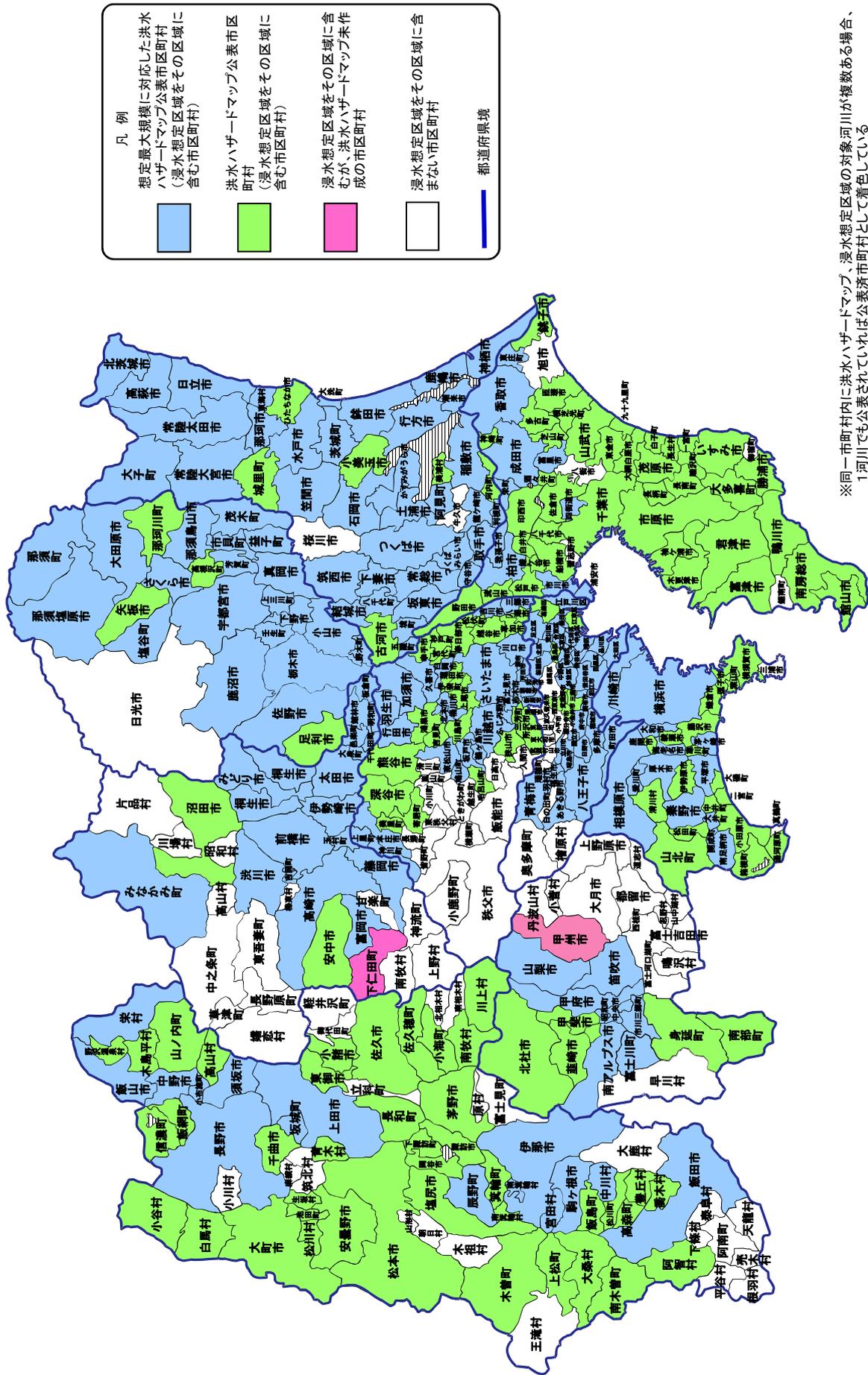
特例措置の内容

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法(第15条の6)に基づき浸水被害軽減地区として指定を受けた場合に、当該土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:2/3)

結果

3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)の特例措置を創設する。

関東地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況(令和2年1月元日時点)



※同一市区町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、1河川でも公表されていれば公表済市区町村として着色している

※白抜きの市区町村については、今後の検討により浸水想定区域に含まれる場合がある。

水害ハザードマップ作成の手引き

～効果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月）背景と改訂のポイント

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見えていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

背景

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期の立ち退き避難が必要な区域**」を検討し、これを**水害ハザードマップに明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線の水害ハザードマップ**」となるよう、「**災害発生前**」に**しっかりと勉強する場面**、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して**水害ハザードマップ**を作成するよう手引きに記載

改定のポイント

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップのあり方
- 1.2 水害ハザードマップの構成
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての基本事項の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの作成方法

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの公表・活用方法

- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

※ 国土交通省ホームページより入手可

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特
 - ✓ 性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



老振発 0307 第 1 号
国水環 第 195 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公 印 省 略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組[※]の実施及びその状況を共有する

※取組例

- 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 桜井（内線 3982）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-5292-7894

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峰（内線 35453）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

■ 避難確保計画作成講習会とは

- 水防法第15条の3に基づき洪水時等の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法を身につけていただくための講習会です。
- 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

■ 講習会開催マニュアルの改訂

- 国土交通省では、平成30年3月に「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成30年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- 新しいマニュアルは、講習会で活用できる資料のフォーマット等を「活用ツール」としてまとめて拡充したほか、講習会を開催する地方公共団体のニーズに合わせて、「基本方式」、「実践方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方式を選択できるようになっています。

	開催方式の概要	実施状況
① 基本方式	<p>【概要】「前期：座学講習会」と「後期：ワールドカフェ方式のワークショップ」を組み合わせることで、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や充実を促進する方式です。</p> <p>【前期】座学講習会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の水害リスクに関する情報や防災情報等、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する講義と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。 <p>【後期】ワールドカフェ方式のワークショップの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 前期講習会での知見を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや工夫等を共有します。これにより、避難確保計画の完成促進や充実を図ります。 	 <p>←前期：座学による様式の説明</p>  <p>後期：参加者による意見交換→ (ワールドカフェ)</p>
② 実践方式	<p>【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行う方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明者の解説を聞きながら実際に計画を検討します。 • 重点ポイント以外については、概要説明を行い、各施設に持ち帰って検討していただきます。 	  <p><避難経路図の作成支援></p>
③ 簡易方式	<p>【概要】座学だけの講習会とし、避難確保計画作成に係る防災情報等の全体的な知識に関する講義と避難確保計画の「様式の作成方法」の解説に重点を置く方式です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 参加者は、講習会での知見を踏まえ、各施設に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。 • 資料準備や講習会当日の運営等において、開催主体となる自治体の負担が最も少ない方式です。 	 <p><座学による様式説明></p>

■ 講習会の効果

平成29年度 三重県津市で試行的に実施

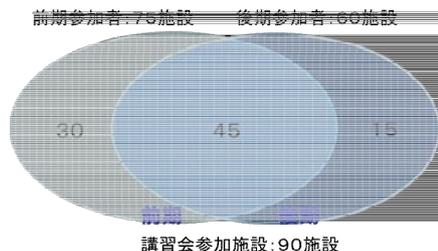
合計90施設の管理者等が講習会に参加し、全ての施設から計画が提出された。

平成30年度 全国12市町で実施

講習会に参加した施設の6割～9割の施設から、講習会後3ヶ月以内に計画が提出された(※)。

(※)平成30年12月までに講習会を実施した市町について集計

平成29年度 三重県津市での講習会の参加者



講習会開催に向けた対応スケジュール

- ◇講習会開催までの基本的な準備期間は1～2ヶ月程度が目安です。
- ◇基本的な対応項目は以下のとおりとなります。

□ 講習会方式及び講演者の決定	【開催方式(基本方式/実践方式/簡易方式)や有識者等の決定】
□ 対象施設の整理	【地域防災計画に位置付けのある施設リストの更新】
□ 講習会の開催日時の確定と会場の確保	【参加施設数に応じて判断】
□ 開催通知案内の送付	【作成済みフォーマットに日時や会場情報を反映】
□ 参加申し込みの対応	【リスト整理とリマインド】
□ 事前配付資料の送付	【講習会の参考資料等を必要に応じて事前送付】
□ 事前準備(備品等の準備)	【講習会に必要な備品の準備】
□ 講習会資料の作成	【作成済みフォーマットに市町村固有の防災情報等を反映】
□ 講習会当日の対応	【会場設営や資料説明】
□ 講習会後の対応	【計画の受領・確認・リマインド、不参加施設対応等】

